

動物の愛護及び管理に関する法律第23条第3項（第24条の4で準用される場合を含む）の規定に基づく公表手続きに関する要領

1 目的

この要領は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下、「法」という。）第23条第1項又は第2項（第24条の4で準用される場合を含む）に基づく勧告を受けた者が期限内にこれに従わなかったときに、法第23条第3項の規定に基づき勧告を受けた者の名称等を公表し、市民に対しその情報を提供することにより、もって市民の自己防衛を期待することを目的とする。

2 公表の対象

公表の対象は、法第23条第1項又は第2項（第24条の4で準用される場合を含む）に基づく勧告を受けた者で、特別の事情がなく期限内に当該勧告に従わなかった者（以下、「対象者」という。）とする。

3 公表の内容

市長は、法第23条第3項（第24条の4で準用される場合を含む）の規定により、次に掲げる事項を公表することができるものとする。ただし、当該事項に船橋市情報公開条例（平成14年3月29日付け条例第7号。）第7条第1項各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、当該情報を公表しないものとする。

- (1) 対象者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 第一種動物取扱業にあっては事業所ごとに置かれる動物取扱責任者（法第22条第1項に規定する者をいう。）の氏名
- (4) 動物取扱業の種別
- (5) 勧告を行った日（以下「勧告日」という。）
- (6) 勧告の内容
- (7) 勧告の是正期限
- (8) 公表の根拠法令
- (9) 公表の原因となった事実

4 公表の方法

市長は、前項の規定による公表を行うときは、第1号様式により、対象者に対し、公表を行うこととした旨を通知するとともに、第2号様式により、報道機関への発表又は市のホームページに掲載する方法によって公表を行うものとする。

5 公表の期間

公表の期間は、前項の規定による通知を行った日から起算して14日を中

らない期間を公表の期間とする。ただし、公表の期間中に違反の是正を確認したときは、当該違反事実の情報を削除することとする。

6 関係機関との協議

公表に際しては、当該事象の規模重要性を考慮し、各関係機関と協議するものとする。

7 基準の適用

この基準は、令和2年6月1日以降の勧告について適用する。

第1号様式

第 号
年 月 日

氏名 様
(法人の場合はその名称、所在地及び代表者の氏名)

船橋市長

公表通知書

令和 年 月 日付け改善の勧告についてにより勧告した事項のうち、現に改善が認められないものについて、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第23条第3項の規定により下記のとおり公表します。

記

1 公表する事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 動物取扱責任者の氏名
- (4) 動物取扱業の種別
- (5) 勧告日
- (6) 勧告の内容
- (7) 勧告の是正期限
- (8) 公表の根拠法令
- (9) 公表の原因となった事実

2 公表の方法

3 公表の期間

備考

前1の法令違反の内容を是正した場合は、船橋市動物愛護指導センターへ連絡してください。公表直前に違反の是正を確認したときは、当該違反事実については公表しません。既に公表している場合は、当該違反事実の情報を削除します。

第2号様式

動物の愛護及び管理に関する法律第23条第3項に基づく公表
について

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 2 事業所の名称及び所在地
- 3 動物取扱責任者の氏名
- 4 動物取扱業の種別
- 5 勧告日
- 6 勧告の内容
- 7 勧告の是正期限
- 8 公表の根拠法令
- 9 公表の原因となった事実